



越境ECを活用し、 海外に挑戦しませんか？

👉 輸出手続 不要！

👉 日本語でOK！

海外での販売に興味を持つ食品加工事業者様のための
ファーストステップ支援策です。

対象者	宮崎県産加工食品の 自社製造もしくは販売 を行う 宮崎県内の中小企業者
対象国 募集者数	シンガポール・香港・カンボジア 10社程度
主催	宮崎県（事務局：株式会社フォーバル）
協力機関	株式会社宮崎銀行
出展費用	無料 （国内倉庫までの送料およびサンプル代金等は出展者負担）
事業内容	越境ECプラットフォーム「umamill(ウマミル)」を活用し、 海外プロモーションを個別サポート <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 海外プロモーションの内容 ◆ 【シンガポール】ライブコマースを利用し商品販売を実施 ◆ 【香港】現地小売店および現地ECサイトでの販売 ◆ 【カンボジア】イオンモールでの販売およびライブコマース実施 ◆ 商談成立後のアフターフォロー </div>

umamillとは？

umamill



ソフトバンクの社内企業である
umamill(株)のECプラットフォームです。
プラットフォームに登録された
商品に注文が入るとumamill(株)が
その商品を日本国内買取りし、
注文した海外商社へ販売します。

お申込情報は次項(No.2)をご参照下さい。

事業 申込書

【事業 申込〆切】

令和5年9月15日(金)

申込期限までにQRコードを読み取って頂き、お申込フォームからお申込ください。

<https://forms.office.com/r/mz8sj1GQqE>

QRコードからお申込が出来ない場合

下記項目を記入の上、申込先にメールにて送付ください

【申込先】

h-kowata@forval.co.jp (事務局：株式会社フォーバル 小綿(こわた)宛)

令和5年度宮崎県海外 E Cを活用した
販路開拓支援事業お申込フォーム

会社名	
会社住所	宮崎県
ご担当者氏名	
ご担当者 連絡先	電話番号 Email
(自由回答) ご質問・ご要望	

当事業に関するお問い合わせ

事務局：株式会社フォーバル 関西支社コンサルティング推進部 (担当) 小綿 (こわた)

(お問合せ) TEL: 080-3513-6660 Email: h-kowata@forval.co.jp

・お申し込みの際に記載頂いた個人情報は、受講者名簿の作成に利用させて頂くほか、宮崎県商工観光労働部 観光経済交流局 国際・経済交流課 (物産・海外展開担当) および当委託事業受託者である (株) フォーバルが事業実施のために使用させて頂きます。

・上記情報については株式会社フォーバルの責任において適切に管理いたします。

お申込に際しての注意点

- **出展費用無料**
(ただし、国内倉庫までの送料およびサンプル代金・関税等は出展者負担)
- 香港およびカンボジアについては委託販売となります。
- 温度帯は全温度対応可能です。(カンボジアのみ常温商品のみ)
- 賞味期限の制限は御座いません。
- 各国の規制等については下記を参照ください。

シンガポール

輸入禁止品目：日本産マトン、鶏肉、生牡蠣、チューイングガムなど

注) 豚肉、牛肉についてはシンガポール政府公認の処理施設で加工されたものだけ一部認められています。
その他の施設で加工されたものについては輸入できません。カレーなどの加工食品に含まれる豚肉、牛肉(エキスを含め)も同様ですのでご注意ください。⇒**基本的に肉不可**

フグの身以外の部分(皮、内臓など)

日本(鳥インフルエンザ発生国)からの卵加工品 N-アセチルグルコサミン、ヒアルロン酸、カツオ・エラスチンを含む食品

2021年6月より**PHOs(トランス脂肪酸)**含有食品

動物由来の食品(チキンエキス、ポークエキス、ラード、動物性油脂) 着色料、人口甘味料も要確認
要注意品目：

- ・粉もの、海藻類、ナッツ類、鮮魚、魚加工品等は衛生検査が必要
- ・乳製品の二次加工品(牛乳、チーズ等)は衛生証明書が必要
- ・卵製品は現地食品庁での認定が必要

香港

肉：加熱済み可

輸入禁止品目：**甘草、紅麴、クチナシ、キダチアロエ**、アドバンテーム、ベニバナ、フグ、馬肉、鯨肉

要注意品目：

- ・30℃を超えるアルコール商品は要確認
- ・乳飲料、卵製品は現地衛生署からの許可が必要
- ・牛乳、乳製品、卵製品、**アイスクリームは検疫証明書の取得が必要※ほぼ不可**
- ・乳、脱脂乳、クリーム、バター、チーズ、練乳、粉乳等、乳を主原料とするものは動物検疫の対象

着色料 <https://www.elegislation.gov.hk/hk/cap132H>

保存料 <https://www.elegislation.gov.hk/hk/cap132BD>

甘味料 <https://www.elegislation.gov.hk/hk/cap132U>

カンボジア

★規制ほぼ無

(商品により 要相談)

- ・肉：可(生肉も可/牛肉、豚肉、鶏肉は現地農林水産省の輸入許可が必要)
- ・人工甘味料：輸入許可が必要

事務局：株式会社フォーバル 関西支社コンサルティング推進部 (担当) 小綿(こわた)

(お問合せ) TEL: 080-3513-6660 Email: h-kowata@forval.co.jp